

証拠開示制度

第1 証拠の一覧表の交付

考えられる制度の概要

- 1 検察官は、対象事件の公判前整理手続において、被告人側からの請求があったときは、速やかに、検察官が保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人側に交付するものとする。
- 2 **A案** 1の請求は、刑訴法第316条の14による検察官請求証拠の開示の後に、することができるものとする。
B案 1の請求は、被告人側が刑訴法第316条の17による予定主張の明示をした後に、することができるものとする。
- 3 検察官が、証拠の一覧表の交付後、新たに証拠を保管するに至った場合には、一覧表を追加して交付するものとする。
- 4 弊害のおそれがある場合には、証拠の標目の記載をしないことができるものとする。

【検討課題】

1 趣旨等

- 趣旨の中核は、現行の証拠開示制度の枠組みの下で、証拠開示請求をするに当たっての「手がかり」として、検察官が保管する証拠の標目の一覧表を交付することによって、証拠開示請求を円滑・迅速ならしめるもの、と考えてよいか。
- 裁判所が証拠開示の裁定の際に提示を命ずる証拠の標目の一覧表（刑訴法第316条の27第2項）との関係をどのように考えるか。
- 検察官の主張とも被告人側の主張とも関連しない証拠をも含めた証拠全体の一覧表を交付することは、証拠開示制度の枠組みと整合するか。

2 対象事件

- 公判前整理手続に付された事件を前提としつつ、検察官の負担を考慮して限定するべきか。

3 請求・交付の時期

- 以下のような観点を踏まえ、A案とB案のいずれが適切か。
 - ・ 制度の趣旨との関係
 - ・ 段階的な証拠開示制度との整合性（被告人側が主張を明示するインセンティブが減殺されるおそれや、証拠と矛盾しない虚偽の弁解を作出するおそれ。）
 - ・ 手続の円滑な進行（A案の場合、多くの証拠の一覧表が作成・交付されないと類型証拠開示請求の段階から証拠意見の表明や主張明示の段階に移らないことによる手続遅延のおそれ。B案の場合、一覧表の交付後に再び類型証拠開示請求が行われることによる手続遅延のおそれ。）

4 証拠の一覧表の記載事項

- 証拠の標目について、内容にわたらない識別事項としてどのようなものを記載することとするか。また、作成者の裁量が生じ得る記載事項を設けることが相当か。
- 記載事項が多くなることによって作成作業が多大なものとなり、手続が遅延するおそれがないか。

5 弊害への対応

- 弊害として考え得る事由として、どのようなものがあるか。
 - ・ 供述者等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
 - ・ 供述者等又はその親族の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれ
 - ・ 犯罪の証明に支障を生ずるおそれ
 - ・ その他の弊害
- 弊害事由に該当する場合、標目の全体を記載しないことができるものとするか、弊害のある部分を記載しないことができるものとするか。

第2 公判前整理手続の請求権

考えられる制度の概要

- 1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるものとする。
- 2 **A案** 1の決定又は1の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
B案 即時抗告の規定は設けない（不服申立てはできない）。

【検討課題】

1 趣旨等

- 当事者に請求権を与える趣旨・必要性は何か。
 - ・ 「争点及び証拠の整理」という整理手続の目的との関係で、請求権がないことによる不都合が生じているか。請求権を与えることにより不都合が解消されるか。
- 請求権の効果をどのように考えるか。
 - ・ 裁判所に応答義務を生じさせることにどのような効果があるか（不服申立てについては後記2）。
- 受訴裁判所が主宰する公判準備手続であることと整合するか。
 - ・ 当事者の判断や意見をどのように考慮するか。
 - ・ 整理手続によらない事前準備の有用性をどのように考えるか。

2 不服申立手続

- 不服申立手続を設ける必要があるか（即時抗告を認めて救済すべきものか）。
- 訴訟手続全体が遅延しないか。
- 抗告裁判所は、原決定の当否について、何を判断資料としてどのように判断するのか。
- 公判運営に責任を負い整理手続を主宰すべき受訴裁判所の判断を別の裁判所が覆することができる仕組みが相当か。
 - ・ 整理手続に付する旨の決定の場合
 - ・ 整理手続の請求を却下する旨の決定の場合
- 請求却下決定に対する即時抗告だけを認めることは相当か。

3 その他

- 期日間整理手続についても準用するものとするか。

第3 その他（類型証拠開示の対象拡大）

考えられる制度の概要

一定の証拠を類型証拠開示の対象として追加すること

【検討課題】

- 必要性－現行の類型証拠開示の対象類型（刑訴法第316条の15第1項各号）について、どのような不都合が生じているか。
- 以下の証拠について、類型証拠開示の対象とするべきか。
 - ① 検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述であって、「供述者の直接体験した事実に関する供述」以外のものを内容とする、被告人以外の者の供述録取書等
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか（捜査官が供述内容を記載した捜査報告書とそれ以外のもの）。
 - ・ 刑訴法第316条の15第1項第5号イ又はロの検察官側証人予定者の供述録取書等の要件との整合性はあるか。
 - ② 検察官側証人予定者が身柄拘束中に行われた取調べの日時・場所等の取調状況を記録した書面
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
 - ・ 証人予定者一般について、身柄拘束中に当該事件について取調べが行われる被告人と同様に、対象とする必要性・相当性があるか。
 - ③ 検察官が取調べを請求した証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
 - ・ 対象は、犯罪捜査規範又は事件事務規程に基づいて作成される「差押調書」「領置調書」でよいか。
 - ④ 類型証拠として開示される証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書
 - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
 - ・ 対象は、犯罪捜査規範又は事件事務規程に基づいて作成される「差押調書」「領置調書」でよいか。